ふるさと新宿区わがまち応援寄附金のご案内

ふるさと新宿区わがまち応援寄附金について

「ふるさと新宿区わがまち応援寄附金」は、ふるさと納税制度による寄附金が、区政や地域社会に有意義に活用されるよう、新宿区内に主たる事業所があり公益的活動を行っている団体を対象に、寄附する方が応援したい団体を指定して新宿区に寄附する制度です。

「ふるさと新宿区わがまち応援寄附金」による寄附金は、寄附受付期間（1月～12月）終了後の翌年度に、寄附金額の7割を上限に、寄附する方が指定する団体へ、支援金として交付されます。

・お住いの自治体を問わず、寄附を希望する個人の方がご寄附いただけます。
・寄附金額のうち、2,000円を超える部分について、所得税・住民税の寄附金控除の対象となります。
・指定できる対象団体は、東京都都税条例指定寄附金の対象団体で、主たる事務所・事業所の住所が新宿区にある団体です。対象団体の一覧は、右側二次元コードからご覧ください。

対象団体の確認はこちら

寄附の流れ

Step 1　お申込み

インターネットからのお申込み

新宿区ふるさと納税特設ページより
寄附申込みの手続きができます。

新宿区ふるさと納税特設サイト
こちらからご覧ください

※クレジットカード決済によるご納付となります。

郵送によるお申込み

寄附金申込書を総務課寄附金担当までご提出ください。
※申込書の様式は、区ホームページからダウンロードできます。

寄附金申込書受領後、区から納付書をお送りいたしますので、金融機関等の窓口にてご納付ください。

Step 2　受領証明書のお届け

寄附金の納付確認後、区から寄附金受領証明書を送付します。

Step 3　寄附金控除の手続き

寄附金額のうち2,000円を超える部分について、所得税・住民税の寄附金控除の対象となります。
控除を受けるには、原則として確定申告が必要です。また、給与所得者等で一定の要件を満たす方は、確定申告が不要になる「ワンストップ特例制度」をご利用いただけます。

注意事項

・寄附に伴う新宿区及び対象団体からの返礼品の贈呈はありません。
・寄附金額のうち、指定する団体への交付額を除く残額は、区が区政全般のために活用します。
・指定する団体が、支援金の交付を受けない場合や交付決定の取消となった場合、寄附金は区政全般のために活用し、寄附者への返還はいたしません。

対象団体への支援金交付について

対象要件

東京都都税条例指定寄附金の対象団体で、主たる事務所・事業所の住所が新宿区にある団体を対象とします。

支援金額

寄附金額の7割を上限に、寄附者の指定した団体が申請する金額を支援金として交付します。
寄附金額の残額（3割（下限））は、新宿区が区政全般のために活用します。

支援金の対象となる経費

公益的活動を行う上で必要な経費（収益事業に係る経費や飲食に係る経費は対象外）。

交付の流れ（スケジュールの目安）

1. 支援金の交付申請（4月～6月）

区は、前年1月から12月に寄附者から指定のあった団体あてに、寄附金の受入実績及び支援金交付上限額を通知します。
通知を受けた団体は、支援金の交付を希望する場合、「支援金交付申請書」を区へ提出します。

2. 支援金の交付決定（6月～7月）

区は、交付申請書類を審査のうえ、交付決定通知書を送付します。

3. 支援金の請求（7月～8月）

交付決定通知書を受け取った団体は、区へ「支援金交付請求書」を提出します。
区は、団体からの請求を受け、支援金を交付します。

4. 事業の実施（～翌年3月末）

交付を受けた団体は、交付申請の際に申し出た支援金の使途に沿って、支援金を活用し事業を実施します。

5. 実績報告（翌年4月～5月）

交付を受けた団体は、年度終了後、区の指定する期日までに、「支援金実績報告書」を提出します。
実績報告の内容（寄附金の活用状況等）は、区のホームページにて公表します。

注意事項

・寄附を受けた団体が、寄附者に対して、寄附に伴う返礼品等の贈呈を行うことはできません。
・交付申請時点で対象要件を満たさなくなっている等、交付要件を満たしていないことが判明した場合、支援金を交付できないことがあります。
また、支援金交付後に、交付要件を満たしていないことが判明した場合、交付決定を取り消し、支援金の返還を求めることがあります。

◆問合せ先◆　新宿区総務部総務課総務係　寄附金担当
〒160-8484　新宿区歌舞伎町1-4-1（本庁舎3階1番窓口）TEL：03-5273-3505　FAX：03-3209-9947

詳しくはこちら

令和7年4月版